

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があつた。

令和七年十二月十八日

広島県知事 横田美香

登録検査機関の名称	登録検査機
株式会社サンワ	
抹消	変更内容
三次 達治	変更のあつた農産物検査員
玄米	農産物の種類
令和七年十二月一日	農産物検査を行う
年月日	変更月日